

障害福祉サービス・障害児通所支援をご利用の皆様へ

「サービス等利用計画」を作成する制度が始まりました

平成24年4月より、障害福祉サービスを利用する方に対して、サービス等利用計画の作成が必要になりました。

平成24年度から段階的に作成し、平成27年3月末までに原則として障害福祉サービスを利用するすべての方に作成することになっています。

■サービス等利用計画とはどのようなものですか？

本人やご家族の生活の質の向上にむけて、ご利用いただく福祉サービスをより計画的に利用できるように作成するものです。生活全体の課題や目標をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について総合的に計画します。

■サービス等利用計画を作成するメリットは？

- ・利用者のニーズに基づいた利用者中心の支援を計画的に受けることができます。
- ・計画があることで利用者の関係者（医療、福祉、教育、就労支援、サービスの提供者等）が利用者の支援に関して共通の認識をもつことができるため、一体的な支援を受けることができます。
- ・相談支援事業者に作成を依頼した場合には、利用者にあったサービスの提案をしてもらえます。また、わからないことがあれば説明をしてもらえます。

■サービス等利用計画は誰が作るのですか？

計画は、「特定相談支援事業者」が作成します。相談支援の専門研修を受けた相談員が、作成のお手伝いをします。

【富士市内の特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所）】

平成26年10月現在

	事業所名	住所	電話番号	主たる対象者
1	せふりー	大淵2710-1	32-8830	知的／児童
2	ほっと	水戸島元町8-1 大徳ビル1階	65-7060	精神
3	ゆうゆう	大淵2815-2	35-2911	精神
4	ピアケア	今泉2丁目8-2	53-1883	身体
5	くぬぎの里	大淵14282-1	35-5589	身体
6	インクル	伝法86-3	30-8778	重度心身
7	こども療育センター 療育相談室	伝法85	21-9480	児童
8	相談支援ひかりの丘	あつはら 厚原672-2	72-3963	知的
9	ふじやま くすの木 福祉キャンパス	大淵2106-3	35-0313	児童 知的 知的、児童
10	富士市社会福祉協議会	もといちば 本市場432-1	64-6608	身体／知的／精神
11	いろはに	あつはら 厚原876-9	71-3995	児童

※富士市以外の特定相談支援事業所でも作成は可能です。

また、利用者自身がサービス等利用計画を作成することもできます。これをセルフプランといいます。

市では主に放課後等デイサービスのみ、同行援護のみ、短期入所のみを利用する方に対し、セルフプランによるサービス等利用計画の作成をお願いしています。

■サービス等利用計画を作るのに費用はかかりますか？

計画の作成のための利用者負担はありません。

■サービス等利用計画は、具体的にいつから作ることになるのですか？

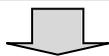
現在、福祉サービスを利用している方には、サービスの更新時期やサービスの変更の際に作成をしていただきます。「サービス等利用計画案提出依頼書」を発行しますので、相談支援事業者に「サービス等利用計画案」の作成を依頼してください。新規に福祉サービスを利用する方は、申請後、「依頼書」発行します。

セルフプランの場合には、新規申請、更新申請、サービスの変更の申請の際に提出していただきます。申請の際に記入することもできます。

サービス等利用計画作成の流れ（相談支援事業所が作成する場合）

① 申請

市に対して、障害福祉サービスの利用希望申請を行います。



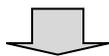
② 依頼書の発行

計画が必要になる申請者に対して、市が「サービス等利用計画案提出依頼書」を発行します。



③ 計画の作成依頼

申請者は、ご自身で選んだ特定相談支援事業所に、「サービス等利用計画案提出依頼書」を提出し、計画作成を依頼、契約をします。



サービスの利用にあたり、認定調査を行う場合があります。必要となる方には、認定調査員が連絡をします。

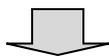
④ 計画案の作成

特定相談支援事業者とともに、サービス等利用計画案を作成し、市に提出します。



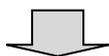
⑤ 支給決定

市は計画案を参考に支給決定し、受給者証を発行します。



⑥ 計画（本計画）の作成

支給決定の内容を踏まえ、特定相談支援事業者とともに、サービス等利用計画（本計画）を作成し、市に提出します。



⑦ 計画の実施

実際にサービスを提供する事業所と契約し、サービス等利用計画に従い、事業所からサービスの提供を受けます。

※モニタリング

特定相談支援事業者には計画の定期的な見直し（モニタリング）が義務付けられています。モニタリングを行い、サービスの利用状況を確認し、必要であればサービスの変更や追加を行います。モニタリングの実施月については受給者証に記載されています。（セルフプランの場合にはモニタリングがありません。）